

堀尾氏の出雲・隠岐支配

大正大学 佐々木倫朗

はじめに

堀尾氏研究

近年、福井将介・石井悠氏等の研究により進展

→ 特に福井氏、堀尾氏の関係文書の収集 = 目録を発表

研究の基盤の整備 … 堀尾氏研究と市史編纂に大きな貢献

研究に横たわる問題 … 関係史料の乏しさ

堀尾氏の改易

家の解体 … 堀尾氏自身の伝来史料・藩政史料が散逸

家臣団の解体 … 再仕官を求めて家臣は他家へ仕官

→ 多く島根県域を去る = 史料収集が困難な状況

→ 乏しいながら、堀尾氏の出雲・隠岐支配体制を復元的に考察

それに付随して、元和六年に起きたと言われる堀尾氏重臣の処分問題を考察

1 堀尾氏三代の発給文書

→ 表参照

堀尾氏 吉晴・忠氏・忠晴の特徴 … 発給文書が極めて乏しい

・忠氏 … 家臣団への知行充行 9 例にとどまる

散逸しているにしても、極めて乏しい

入国した翌年慶長六年(1601)四月に集中して文書を発給

領国支配の体制整備を行う

・吉晴

浜松支配期 … 発給文書自体が乏しく、知行充行状自体も乏しい

同時期に駿河府中を支配した中村一氏に比しても乏しい

弟と考えられる泰勝の発給文書が多くみられる … 領主支配を代行か

出雲支配期 … 発給文書は、出雲大社の遷宮に関わる文書に集中

豊臣氏の保護の下に行われたことも影響か

・忠晴 約 30 年にわたる領主支配 … 発給文書が乏しい

元和六年以降に発給文書増加の傾向

成人後に自ら政治を行うことを意図か

→ 領主支配を代行した重臣の発給文書の分析が重要となる

2 堀尾氏の重臣層の発給文書の分析

→ 表参照

重臣層の活動を時期によって区分可能

①落合貞親・堀尾正秀・吉川貞恒・堀尾宗光・小野重光の活動期 … 慶長六～九年
出雲・隠岐入封期 = 忠氏当主期
慶長六・七年に寺社に所領寄進を大量に発給

②堀尾一信が中心として活動する時期 … 慶長十二～元和六年
忠晴若年・吉晴後見期

③堀尾方成・揖斐高清・村尾正以・堀尾一朋の活動期 … 元和六年～寛永十年
忠晴成人期 … 忠晴自身の活動も

※岸彦兵衛・村尾七郎右衛門・下方源左衛門・高見太助・武元八郎右衛門・小野重光
・落合貞親連署文書
→ 当主に代わって所領寄進等を行う重臣層以外の活動も

◎当主との関わりによって中心となる重臣層が変化した可能性
世代の問題も考慮必要

3 元和六年の堀尾氏重臣処罰問題

元和六年(1620)三月十一日付細川忠利書状案(史料5)
堀尾忠晴が「内之者」＝家臣の不届きを幕府に言上
→ 徳川秀忠、流罪を指示
→ 忠晴、感謝の意を表すため江戸へ下る

◎幕府の許可を得なければならない重臣の処分問題

史料6 「本光国師日記」同年七月九日条
… 金地院崇伝の日記

「今度出入」

堀尾河内流罪 → 河内養子求之助も同罪
求之助＝勝仙院澄存の甥
→ 勝仙院、免罪を懇願

史料5(史料レジュメ参照)
一、堀山城も被罷下候、是ハ内之者^{年寄}不届由、前
かと言上被申候處ニ、何方へ哉らんかし候
へと被仰出、是又忝とて、御禮ニ江戸へ被下
候、是も大坂御普請旁苦勞^{思召}申候、早々罷上
候へとて、御暇被遣候事、

→ 前後の状況より考えれば、史料5で流罪の指示が出た人物ないし人物の一人
堀尾河内
「堀尾古記」元和五年条
「一、九月ニ河内ヲ隠岐へ被遣」

- ・堀尾河内処分問題の原因 → 詳細不明
忠晴・重臣層の発給文書の状況 … 元和五・六年前後に状況が転換
忠晴の文書発給
堀尾方成・揖斐高清・村尾正以が活発に活動

※前々年の元和四年七月三日に江戸で

三郎左衛門・善兵衛兩名から目安が幕府へ提出される状況
→ 兩名は、山岡図書に御預けの裁定(史料8)
何らかの蓄積された政治問題が堀尾家中に存在 → 払拭が政治課題か

- ・堀尾河内処分問題 → 処分により成人した忠晴を中心とする政治が推進か

※堀尾河内をめぐる … いわゆる御家騒動としての「堀尾騒動」

堀尾吉晴の娘婿堀尾河内守が、
自らの子勘解由を忠晴に代わって当主に据えようとする事件
… 月山富田城跡の親子観音

- ・慶長十三年に発生説 … 堀尾勘解由の京都における死去を根拠
「堀尾古記」 「慶長十三年戊申 一堀尾勘解由果ル 極月五日京ニテ」
「春光院三時回向」 「桂岩院殿祥雲世端大居士 慶長十三年十二月五日」
- ・吉晴の死(慶長十六年)後に起きたとする説

堀尾河内守の活動

元和六年に生存を確認(上述)
元和三年仲冬吉日付富田八幡宮棟札写
大檀那忠晴とともに、「大願主堀尾河内守在平朝臣延定」とある

- ◎河内守の生存と勘解由の死を考えると、伝承通りに騒動が起きたと考えるのは困難
忠晴(三之助)
忠氏死去の慶長九年上洛 … おそらく豊臣秀頼に拝謁か(史料10)
翌慶長十年伏見で家康ないし秀忠に拝謁(史料11)

→ 堀尾氏内部のみでは、忠晴の扱いを変更するのは困難

→ 元和六年の河内守処分問題・京都の勝仙院の免罪運動と
何らかの国許における事件と結びついて生まれるか？

結びにかえて

堀尾氏の出雲・隠岐支配

元和六年(1620)以前

当主発給文書の乏しさ → 重臣層の活動を中心に支配が展開

元和六年(1620)以降

忠晴の主体的な関わり・重臣層の変化

→ 入国から継続した支配の転換を意味するか

元和六年の重臣処罰問題 … 支配の転換の契機

参考文献

石井悠 『シリーズ藩物語 松江藩物語』(現代書館、2012年)

〃 『松江城と城下町の謎にせまる』(山陰文化ライブラリー4、2013年)

福井将介 「堀尾氏史料目録」(『松江市史研究』1号所収、2010年)

〃 「堀尾吉晴・忠氏父子の基礎的研究」(『松江市史研究』1号所収、2010年)

〃 「堀尾騒動の再検討」(島根県中近世史合同研究会発表レジュメ、2014年6月)

『松江市歴史叢書』1(2007年)